

静岡県次期総合計画ロゴマーク募集要項

1 目的

静岡県では、現在、策定を進めている次期総合計画において、県民一人ひとりの幸福実感を重視する「ウェルビーイングの視点」を県政運営全体に共通する考えとして取り入れ、「幸福度日本一の静岡県」を目指します。

次期総合計画策定にあたり、未来を担う若者が県政をより身近なものとして捉えることができるよう、県内の学生等に対しロゴマークを募集します。

2 募集概要

(1) 募集内容

静岡県次期総合計画ロゴマークを募集します。

※「6 ロゴマークの要件」をよく読んでください。

(2) 応募資格

ア 応募時に、静岡県内に在住又は通学（※）されている生徒・学生の方とします。

※高等学校、高等専門学校（高専）、特別支援学校高等部、専門学校、短期大学、大学、大学院

イ グループでの応募もできますが、その場合は代表者1名を決め、その方が応募の手続きをしてください。なお、グループ全員がアの要件を満たしてください。

ウ 未成年（18歳未満）の方が応募する場合は、親権者の同意を得たうえで応募してください。親権者の同意のない未成年の方の応募は、採用等を取り消すことがあります。年齢は、応募時点の年齢とします。

(3) 募集期間

2025年6月16日（月）～2025年8月31日（日）

(4) 応募点数

1人（1グループ）につき1点までとします。

グループとして応募した場合は、個人としての応募はできません。

3 応募方法

- (1) 電子申請フォームに必要事項や作品制作に当たっての意図や思いをつづった文章（200字以内）を記入のうえ、応募作品と学生であることを証明する書類（学生証の写し等）を添付して、次のURLにて送信してください（容量は100MB以下）。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16668

- (2) 学生であることを証明する書類（学生証の写し等）については、グループの場合も全員分添付してください。全員の添付が無い場合、応募を受付できませんのでご注意ください。

4 賞

応募いただいた作品は厳正に審査し、次のとおり選定します。

最優秀賞 1点

ア 賞状

イ 賞金5万円

5 想定している用途

静岡県が作成する広報物、印刷物等に印刷または掲載して使用します。

6 ロゴマークの要件

(1) デザイン及び作品作成にあたっての要件

作成に当たっては、以下の点すべてを盛り込んでください。

ア ロゴマークには「幸福度日本一の静岡県」と「ウェルビーイング」の2つの言葉をデザインにいらしてください（字体などは自由）。

イ 富士山をいらしてください（写真、イラストなど形式は自由）。

※絵柄（富士山）と2つの言葉（「幸福度日本一の静岡県」と「ウェルビーイング」）を組み合わせた、文字・図形一体型のデザインとしてください。

ウ 作品はデジタルデータとしてください。ファイル形式は、jpg/png/pdfのいずれかとし、容量は100MB以下としてください。

(2) デザイン上の注意点

ア 県のマスコットキャラクターであるふじっぴーは入れないでください。

イ 色数は自由ですが、単色又は白黒で使用する場合を考慮してください。

ウ 形状は自由ですが、拡大及び縮小してもイメージが損なわれないようにしてください。

エ 応募の際の下地は白色としてください。

<例示>

現在のロゴマークを添付しましたので作成時の参考としてください。

基本形	茶畑
	

7 選考方法及び結果発表

- (1) 応募作品は県が定める方法により選考を行います。
- (2) 結果については、最優秀賞の方のみ、令和8年1月から2月頃にメールでご連絡する予定です。
- (3) 採用作品の発表は、県ホームページや県の広報媒体等で、令和8年2月から3月頃を予定しています。
- (4) 採用作品の応募者の氏名（又はグループ名）、学校名、作品意図を公表します。

8 応募に関する注意事項

- (1) 応募作品は提出後に修正することはできません。また、応募作品は返却しません。
- (2) 独自にデザインした、国内外において未発表の作品に限ります。他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。
- (3) 生成的人工知能（生成AI）は、使用しないでください。
- (4) デザインの制作や応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (5) 選考過程及び理由に関する問い合わせには対応しかねます。
- (6) 応募作品の元データは、採用作品の発表まで保存してください。
- (7) 選考結果を発表するまで、提出した作品を他者に公表しないでください。

9 著作権等に関する事項

- (1) 採用作品は、著作者と協議のうえ、必要に応じてデザインや色彩などを一部変更・修正する場合があります。
- (2) 採用作品の著作権・使用权・商標権その他一切の権利は静岡県に帰属されるものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使できないものとします。
- (3) 応募作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。
- (4) 県が損害を被った場合は、著作者に損害を賠償していただく場合があります。
- (5) 採用作品が既発表のものと同一または酷似している場合や、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）や法令に反する場合及び本募集要項に反している場合は、結果発表後であっても採用を取り消します。また、既に表彰した後でその事実が判明した場合も、同様に採用を取り消します。

10 その他注意事項

- (1) グループで応募する場合は、グループ全員の同意を得てから応募してください。
- (2) 応募をもって、本募集要項の全ての項目に同意したものとみなします。
- (3) 応募内容に虚偽の記載があった場合や、提出期限を過ぎた場合及び応募者との連絡が取れない場合は、選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に採用を取り消すことがあります。
- (4) 公序良俗その他法令の規定に反するものや、誹謗中傷を含むもの及び著作権や第三者の権利を侵害しているものは、選考対象とはなりません。また、採用後であっても、これらの条件に反していることが判明した場合は、採用は無効になります。内容によっては、損害賠償請求等を行うことがあります。
- (5) 未成年（18歳未満）の方の作品が採用された場合には、著作権に係る静岡県への了承も含め、各種手続きを親権者の方と行います。
- (6) 募集要項に記載された事項については、県の判断により、今後、変更または追加することがあります。

11 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、作品の選考、選考結果通知、採用作品の発表、表彰のために使用し、本公募に関すること以外の目的での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

12 問合せ先

静岡県総務部広聴広報課「次期総合計画ロゴマーク募集」担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館4階）

電話：054-221-3636

メール：PR@pref.shizuoka.lg.jp

※メールでお問い合わせの際は件名に「次期総合計画ロゴマーク募集の問合せ」を入れてください。

※県からも上記メールアドレスからお問い合わせさせていただくことがありますので、受信できるようにしてください。